

平成22年4月改正

悪臭の規制 について



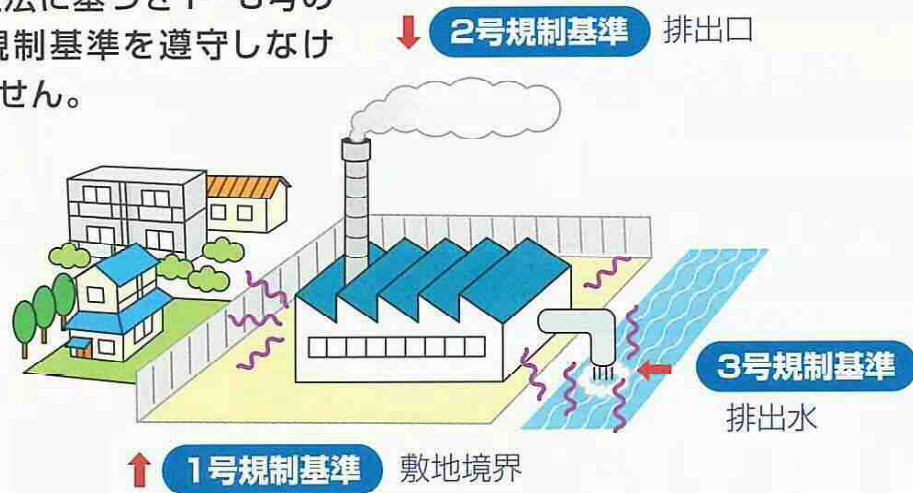
これまで

浜松市の悪臭規制方法は、合併前の旧浜松市地域においては、人間の嗅覚に基づき悪臭の程度を数値化する「臭気指数」規制、その他の地域においては、アンモニアや硫化水素など22物質の濃度による「特定悪臭物質」規制をおこなってきました。

これから

「臭気指数」による規制により、近年増加傾向にある都市・生活型と呼ばれる飲食店やサービス業などからの悪臭苦情にも対応が的確にできることから、平成22年4月1日から全市域を「臭気指数」規制に統一します。

浜松市内の全ての工場・事業場は悪臭防止法に基づき1～3号の臭気指数規制基準を遵守しなければなりません。



1号規制 事業場の敷地境界における規制基準

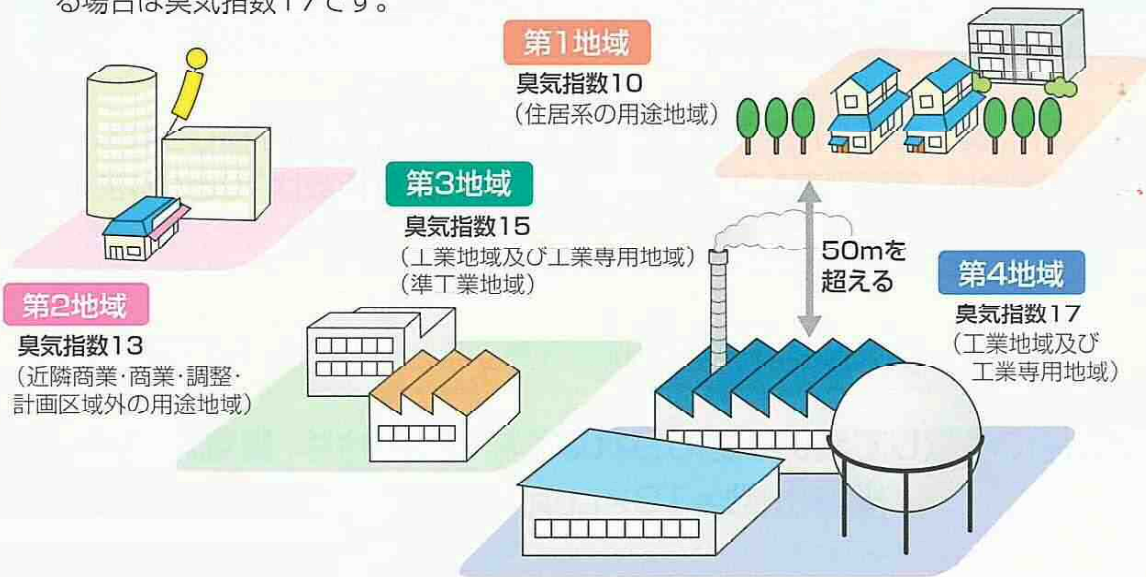
平成22年4月1日改正の規制基準及び規制地域

市町村名	区分	規制地域	規制基準値
浜松市 (全域)	第1地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	臭気指数 10
	第2地域	近隣商業地域、商業地域及び用途地域の定めのない地域	臭気指数 13
	第3地域	準工業地域並びに工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50m以内の地域	臭気指数 15
	第4地域	工業地域及び工業専用地域で第1地域の区域から50mを超える地域	臭気指数 17

※調整区域及び都市計画区域外の地域は第2地域となります。

規制地域及び規制基準値

※工業地域、工業専用地域は第1地域（住居系の用途地域）からの距離により、規制基準値が変わります。第1地域より距離が50m以内は臭気指数15で、距離が50mを超える場合は臭気指数17です。



2号規制

気体排出口の規制基準

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値
※算出方法は環境省のHPの「よくわかる臭気指数規制2号基準」パンフレット、
においシミュレーターを参照してください。

3号規制

排出水の規制基準

第1地域:26 第2地域:29
第3地域:31 第4地域:33



臭気指数

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。そのため、臭気測定方法は、臭気を採取してそれを何倍に薄めたら臭わなくなるかを人間の鼻で嗅いで調べます。その薄めた倍率から次のページの式により算出したものを臭気指数といいます。

臭気指数は、臭気判定士と呼ばれる技術者のもと、嗅覚試験者（パネル）と呼ばれる6人以上の正常な嗅覚を持つ人たちが、段階的に無臭空気で薄められた検体の臭いを嗅ぎ、その臭いを感知できなくなったときの薄めた倍率（臭気濃度）から算出されます。



〈臭気指数の算出式〉

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(\text{臭気濃度})$$

たとえば、臭いを含んだ空気を10倍に希釈したときに臭いが感じられなくなった場合は、臭気濃度10になり、算出式により臭気指数は10となります。

$$\text{臭気指数} = 10 \times \text{Log}(10) = 10$$

算出式でいくつかの希釈倍率の例を計算すると次のようになります。

20倍に希釈して臭いが感じられなくなった場合は、臭気濃度20
臭気指数 = $10 \times \text{Log}(20) \div 13$

32倍に希釈して臭いが感じられなくなった場合は、臭気濃度32
臭気指数 = $10 \times \text{Log}(32) \div 15$

50倍に希釈して臭いが感じられなくなった場合は、臭気濃度50
臭気指数 = $10 \times \text{Log}(50) \div 17$

臭気に関する相談がありましたら

浜松市 環境保全課 **TEL 453-6170**

E-mail kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

